

**破綻金融機関の処理のために講じた
措置の内容等に関する報告**

平成 1 3 年 3 月

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律
第5条の規定に基づき、この報告を国会に提出する。

目 次

I	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II	日本長期信用銀行の破綻処理について・・・・・・・・	1
III	日本債券信用銀行の破綻処理について	
	1. 日本債券信用銀行に係る昨年7月26日までの諸措置・・・・・・・・	3
	2. 昨年7月27日以降に行われた諸措置・・・・・・・・	4
	3. 日債銀に係る特別公的管理終了後の諸措置について・・・・・・・・	7
IV	国民銀行の破綻処理について	
	1. 国民銀行に係る昨年7月26日までの諸措置・・・・・・・・	7
	2. 昨年7月27日以降に行われた諸措置・・・・・・・・	8
V	幸福銀行の破綻処理について	
	1. 幸福銀行に係る昨年7月26日までの諸措置・・・・・・・・	10
	2. 昨年7月27日以降に行われた諸措置・・・・・・・・	10
	3. 幸福銀行の管理終了に向けての現状・・・・・・・・	11
VI	東京相和銀行の破綻処理について	
	1. 東京相和銀行に係る昨年7月26日までの諸措置・・・・・・・・	11

- 2. 昨年7月27日以降に行われた諸措置・・・・・・・・・・ 1 2
- 3. 東京相和銀行の管理終了に向けての現状・・・・・・・・ 1 3

VII なみはや銀行の破綻処理について

- 1. なみはや銀行に係る昨年7月26日までの諸措置・・・・・・・・ 1 3
- 2. 昨年7月27日以降に行われた諸措置・・・・・・・・・・ 1 4
- 3. なみはや銀行の管理終了に向けての現状・・・・・・・・ 1 4

VIII 新潟中央銀行の破綻処理について

- 1. 新潟中央銀行に係る昨年7月26日までの諸措置・・・・・・・・ 1 5
- 2. 昨年7月27日以降に行われた諸措置・・・・・・・・・・ 1 5
- 3. 新潟中央銀行の管理終了に向けての現状・・・・・・・・ 1 7

IX 協同組織金融機関に対する管理を命ずる処分の状況・・・・・・・・ 1 7

X 預金保険法に基づく破綻金融機関の処理について

- 1. 預金保険制度を活用した処理案件・・・・・・・・・・ 1 9
- 2. 今後の処理予定案件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 0

X I 預金保険機構の各勘定の使用状況について

- 1. 金融再生勘定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 0
- 2. 一般勘定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1

3. 特例業務勘定	2 2
---------------------	-----

参考

○ 公的資本増強に係る取組について

1. 公的資本増強に関する昨年7月26日までの主要な取組	2 3
2. 昨年7月27日以降に行われた主要な取組	2 5
3. 資本増強の原資等	2 8

破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告

平成13年 3 月

I はじめに

本報告は、政府が破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容その他金融機関の破綻の処理の状況について昨年7月27日以降金融再生委員会が廃止された平成13年1月5日までの間を中心に取りまとめたものであり、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）第5条の規定に基づき、国会に提出するものである。

平成10年10月23日の金融再生法施行、同年12月15日の金融再生委員会設置以降2年余りの間、日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行の特別公的管理、国民銀行、幸福銀行、東京相和銀行、なみはや銀行、新潟中央銀行の5行及び協同組織金融機関に対する金融整理管財人による管理等金融機関の破綻処理について、適時・適切に所要の措置を講じること努めてきたところである。平成13年1月6日の中央省庁再編に伴い、金融再生委員会が廃止され、その業務は金融庁に引き継がれたところであるが、今後とも、政府としては、我が国の金融システムの一層の安定化に向けて万全を期してまいる所存である。

（注1）平成13年1月5日時点の金融再生委員会及び株価算定委員会の委員の構成については〔参考Ⅰ－1〕参照。

（注2）金融再生委員会においては、平成11年1月20日、金融再生法や金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（以下「早期健全化法」という。）の今後の運営の方針等について、「金融再生委員会の運営の基本方針」が取りまとめられ、公表された。〔参考Ⅰ－2〕

Ⅱ. 日本長期信用銀行の破綻処理について

(1) 日本長期信用銀行の特別公的管理

日本長期信用銀行（以下「長銀」という。）に対しては、平成10年10月23日に特別公的管理開始決定がなされ、預金保険機構がその株式を取得することとなった。その後、新経営陣の下、経営合理化計画の策定、特別公的管理開始決定が行われる状況に至った経緯等の調査報告、旧経営陣の責任追及、特別公的管理銀行の保有する資産として適当であるか否かの判定等が行われた。

そして、平成12年2月9日、米国のリップルウッド社が中心となって組成した投資コンソーシアムであるニュー・LTCB・パートナーズ（以下「パートナーズ社」という。）との間で長銀譲渡に係る最終契約書（株式譲渡契約書）が締結され、当該最終契約書に基づき、同年3月1日、預金保険機構が保有する長銀の既存普通株式約24億株をパートナーズ社に対して譲渡することにより、同行に係る特別公的管理は終了した。

(2) 金銭の贈与及び損失の補てん額の変更

長銀に対しては、平成12年2月28日、予備的基準日貸借対照表に基づき、金融再生法第72条に基づく3兆2,391億円の金銭の贈与に係る特例資金援助及び金融再生法第62条に基づく3,489億円の損失の補てんが行われていたが、平成13年1月5日、基準日貸借対照表の確定に伴い新生銀行（旧長銀）より預金保険機構に対して、当該金銭の贈与に係る特例資金援助及び損失の補てんの額の変更の申込みがなされ、同日、預金保険機構により金銭の贈与に係る特例資金援助額を3兆2,350億円に変更すること及び金融再生委員会により損失の補てん額を3,549億円に変更することがそれぞれ承認された。

（注）当該特例資金援助等の額の変更に係る資料については〔参考Ⅱ－1〕参照。

(3) 瑕疵担保条項に基づく解除権の行使状況について

平成12年2月9日にパートナーズ社と預金保険機構等との間で締結された長銀譲渡に係る最終契約書（株式譲渡契約書）に規定されている瑕疵担保条項に基づき、新生銀行から預金保険機構が引き取ることとなっ

た案件は、平成13年1月5日現在でそごうグループほか3社で、債権額2,124億円、支払見込額1,122億円となっている。

(注) 長銀の特別公的管理に係るスケジュールについては〔参考Ⅱ－2〕参照。

Ⅲ 日本債券信用銀行の破綻処理について

1. 日本債券信用銀行に係る昨年7月26日までの諸措置

日本債券信用銀行（以下「日債銀」という。）については、昨年7月26日までの間、主として以下の措置が講じられた。

- ・ 特別公的管理開始決定及び株式取得の決定（平成10年12月13日）
〔参考Ⅲ－1〕、〔参考Ⅲ－2〕
- ・ 特別公的管理開始決定及び株式取得の決定の公告（平成10年12月17日）
- ・ 新経営陣の指名・選任（平成10年12月24日、25日）〔参考Ⅲ－3〕
- ・ 預金保険機構から日債銀への貸付けとその返済（平成10年12月25日及び同月29日に計5,000億円を貸付け、平成11年3月26日及び4月23日に計5,000億円を返済）
- ・ 特別公的管理銀行の調査・報告の受理（平成11年2月26日）及び経営合理化計画、業務運営基準の承認（同年3月1日）
- ・ 特別公的管理銀行の保有すべき資産の判定結果の公表（平成11年5月24日）
- ・ 株価算定委員会による取得株式の対価の決定（平成11年6月14日）及び同決定の公告（同月15日）

- ・旧経営陣等の刑事責任の追及（平成11年7月23日旧経営陣を告発）
- ・預金保険機構による不適資産の第一次買取り（平成11年11月22日）
- ・日債銀の譲渡に係る優先交渉先の選定及び覚書の締結（平成12年2月24日）
- ・優先交渉期間の打ち切り（平成12年5月31日）
- ・基本合意書の締結（平成12年6月6日）
- ・最終契約書（株式売買契約書）の締結（平成12年6月30日）〔参考Ⅲ－4〕
- ・譲渡の延期の決定（平成12年7月26日）〔参考Ⅲ－5〕

2. 昨年7月27日以降に行われた諸措置

(1) 預金保険機構による金銭の贈与及び損失の補てん

日債銀については、平成12年6月30日にソフトバンク、オリックス及び東京海上火災を中心に構成される出資グループ（以下「ソフトバンク・グループ」という。）との間で締結された最終契約書に基づき、8月24日、日債銀より預金保険機構に対し、金融再生法第72条に基づく金銭の贈与に係る特例資金援助の申込み及び同法第62条に基づく損失の補てんの申込みが行われた。

同申込みを受け、金銭の贈与に係る特例資金援助については、8月25日、金融再生委員会及び大蔵大臣により必要性の認定が行われ、これらを受けて、預金保険機構は、同日、当該金銭の贈与に係る特例資金援助を行うことを決定し、8月31日、預金保険機構から日債銀に対し3兆1,497億円の金銭の贈与に係る資金援助が行われた。

また、損失の補てんについては、8月25日、金融再生委員会は預金

保険機構の申請を承認し、これを受けて8月31日、預金保険機構から日債銀に対し931億円の損失の補てんが行われた。

（注1）日債銀の譲渡に係る資金援助等に係る関連資料については〔参考Ⅲ－6〕参照。

（注2）当初は、平成12年8月1日の譲渡を前提として、7月10日、日債銀より預金保険機構に対し特例資金援助の申込み、損失の補てんの申込み及び金融再生法第53条に基づく資産買取りの申込みが行われ、特例資金援助については、7月13日に金融再生委員会により、7月17日に大蔵大臣によりそれぞれ必要性の認定が行われ、また、上記損失補てん及び資産買取りについては、7月13日に金融再生委員会により承認が行われていたが、日債銀譲渡の1カ月延期に伴い、8月24日、日債銀から上記申込みが取り下げられた。

（2） 預金保険機構による不適資産の第二次買取り

金融再生委員会による資産判定において日債銀が保有することが適当でないとされた資産（以下「不適資産」という。）については、平成11年11月22日に既に一部の買取りが実施されたが、残る資産について、平成12年8月24日、日債銀より預金保険機構に対し資産の買取りに係る特例資金援助の申込みが行われた。

同申込みを受け、8月25日、金融再生委員会及び大蔵大臣により資産買取りに係る特例資金援助の必要性の認定が行われた。

これらを受けて預金保険機構は日債銀より当該資産を824億円で買い取ることを決定し、8月28日、預金保険機構の委託に基づき整理回収機構により当該不適資産の買取りが実行された。

（注）上記(1)の金銭の贈与に係る特例資金援助及び本項の資産買取りに係る特例資金援助の申請等は同一の手続きにより行われたが、便宜のため書き分けた。

（3） 預金保険機構による適資産（株式）の買取り

平成12年8月24日、日債銀から預金保険機構に対し金融再生法第53

条に基づく資産の買取り（同行保有株式の買取り）の申込みが行われ、これを受け、8月25日、金融再生委員会による当該資産買取りに係る承認が行われた。

これらを受けて預金保険機構により、8月31日に4,839億円分、9月1日に1,657億円分の日債銀保有株式の買取りが実行された。

(4) 旧経営陣に対する責任追及状況

日債銀においては金融再生法第50条の規定等を踏まえ、平成11年1月27日、外部の弁護士及び公認会計士から構成される「内部調査委員会」が設置され、旧経営陣の責任追及に向けた検討が行われた結果、同年7月16日、調査報告書が経営陣に提出され、同報告書を受けて日債銀は、7月23日、旧経営陣を告発し、捜査当局により逮捕、起訴が行われていた。

民事責任の追及に関しては、同報告書では、民事責任の追及について提訴案件はないとされていたが、日債銀において、金融再生法の趣旨にかんがみ、調査報告書で問題の指摘を受けた案件を中心に監査役会等で引き続き調査・検討が行われた。

しかし、平成12年8月24日、監査役会において「金融再生法第50条第1項に基づき訴えの提起その他の必要な措置を取るべき旧経営陣の職務上の義務違反を認定するには至らなかった。」との最終的な結論が出され、取締役会もこれを承認した。そして、翌8月25日、日債銀から金融再生委員会に対しその旨報告された。

また、同日、内部調査委員会の調査報告並びにこれを受けて行った旧経営陣等に対する責任追及措置に関する検討、審議を踏まえ、金融再生法第46条に基づき平成11年2月26日に提出された特別公的管理に至った経緯に関する報告書の一部を加筆・修正した報告書が日債銀より金融再生委員会に提出された。

（注1）上記報告書については〔参考Ⅲ－7〕参照。

（注2）日債銀の旧経営陣に対する損害賠償請求権は、平成12年8月31日、整理回収機構に無償譲渡され、整理回収機構により、引き続き責任追及に係る調査・検討が進められている。

(5) 特別公的管理の終了

平成12年9月1日、金融再生法第52条第2号の規定に基づき、預金保険機構が保有する日債銀の発行済普通株式25億153万6,000株をソフトバンク・グループに対して譲渡することにより、同行に係る特別公的管理が終了した。

また、9月4日には日債銀の臨時株主総会が開催され、新たな取締役の選任等が行われた。

特別公的管理終了に伴う手続きとして、金融再生委員会により、9月1日、金融再生法第69条に基づき、日債銀について特別公的管理終了決定をした旨が東京地方裁判所に通知されるとともに、東京法務局等にその登記が嘱託された。

(注) 日債銀の特別公的管理の終了に関する資料については〔参考Ⅲ－8〕参照。

(注) 日債銀の特別公的管理に係るスケジュールについては〔参考Ⅲ－9〕参照。

3. 日債銀に係る特別公的管理終了後の諸措置について

・瑕疵担保条項に基づく解除権の行使状況について

平成12年6月30日にソフトバンク・グループと預金保険機構等との間で締結された日債銀譲渡に係る最終契約書（株式譲渡契約書）に規定されている瑕疵担保条項に基づき、あおぞら銀行（旧日債銀）から預金保険機構が引き取ることとなった案件は、平成13年1月5日現在でそごうグループほか1社で、債権額163億円、支払見込額63億円となっている。

IV 国民銀行の破綻処理について

1. 国民銀行に係る昨年7月26日までの諸措置

国民銀行については、昨年7月26日までの間、主として以下の措置が講じられた。

- ・金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という。）及び金融整理管財人の選任（平成11年4月11日）〔参考Ⅳ－1〕、〔参考Ⅳ－2〕
- ・管理を命ずる処分及び金融整理管財人の選任の公告（平成11年4月15日）
- ・業務及び財産の管理に関する計画の承認等（平成11年6月15日）
- ・旧経営陣に対する刑事・民事責任の追及（平成11年11月29日、旧経営陣を告訴。平成11年12月22日及び平成12年7月10日、旧経営陣に対する民事訴訟を提起）
- ・基本合意書の締結（平成12年1月11日）
- ・営業譲渡契約書の締結（平成12年3月7日）〔参考Ⅳ－3〕
- ・管理の終了期限の延長の承認（平成12年4月4日）
- ・適格性の認定（平成12年6月29日）
- ・必要性の認定（平成12年7月21日金融再生委員会、7月24日大蔵大臣）及び資金援助の決定（7月26日預金保険機構）〔参考Ⅳ－4〕

2. 昨年7月27日以降に行われた諸措置

(1) 金融再生法第13条に基づく報告書の補遺の提出

国民銀行においては、金融再生法第18条の規定等を踏まえ、旧経営

陣等の職務上の義務違反に基づく民事提訴、犯罪に基づく刑事上の告発の必要性や妥当性を調査するために、金融整理管財人の直轄の組織として「内部調査事務局」が設置され、旧経営陣の責任追及に向けて鋭意調査・検討が進められた結果、旧経営陣に対する告訴や損害賠償請求が行われていた。

このような旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について、平成12年8月10日、金融再生法第13条に基づき平成11年6月15日に提出されていた管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等に関する報告書の補遺として取りまとめられた報告書が国民銀行より金融再生委員会に提出された。

（注）金融再生法第13条に基づく報告書及び上記補遺については、
〔参考Ⅳ－5〕参照。

（2） 八千代銀行への営業譲渡に伴う管理を命ずる処分の取消し

平成12年3月7日の営業譲渡契約書の締結を受けて、金融再生法及び預金保険法に基づく所要の措置が講じられた結果、8月14日、国民銀行から八千代銀行への営業譲渡が行われた。これに伴い、金融再生委員会は、8月10日、国民銀行に係る管理を命ずる処分を8月14日付で取り消すことを決定した。

また、管理を命ずる処分の取消しに伴う手続きとして、金融再生委員会により、8月14日、金融再生法第69条に基づき、国民銀行について管理を命ずる処分を取り消した旨が東京地方裁判所に通知されるとともに、東京法務局等にその登記が嘱託された。

（注）国民銀行に対する管理を命ずる処分の取消しに係る関連資料については〔参考Ⅳ－6〕参照。

（3） 国民銀行の営業譲渡に伴う資金援助

国民銀行の八千代銀行への営業譲渡に関し、既に平成12年7月3日に国民銀行及び八千代銀行より預金保険機構に対し預金保険法第59条第1項に基づく資金援助の申込みが行われ、金融再生委員会及び大蔵大臣の必要性の認定を経て、7月26日、預金保険機構により資金援助

を行うことが決定されていた。当該決定に基づき、8月14日、預金保険機構から資金援助（金銭の贈与 1,837億円、資産の買取り 343億円）が行われた。

V 幸福銀行の破綻処理について

1. 幸福銀行に係る昨年7月26日までの諸措置

幸福銀行については、昨年7月26日までの間、主として以下の措置が講じられた。

- ・ 管理を命ずる処分及び金融整理管財人の選任（平成11年5月22日）
〔参考V-1〕、〔参考V-2〕
- ・ 管理を命ずる処分及び金融整理管財人の選任の公告（平成11年5月26日）
- ・ 業務及び財産の管理に関する計画の承認等（平成11年8月5日）
- ・ 旧経営陣に対する刑事・民事責任の追及（平成11年9月14日旧経営陣を告訴。他2件の告訴、告発。平成12年2月8日旧経営陣に対する民事訴訟を提起）
- ・ 基本合意書の締結（平成12年5月18日）
- ・ 管理の終了期限延長の承認（平成12年5月18日）

2. 昨年7月27日以降に行われた諸措置

- ・ 幸福銀行の譲渡に係る営業譲渡契約書の締結

幸福銀行の譲渡については、平成12年5月18日、米国のアジア・リカバリー・ファンドとの間で営業譲渡に係る基本合意書が締結されて以降、幸福銀行の金融整理管財人と同ファンドとの間で営業譲渡契約の締結に向けて鋭意協議が進められた結果、両当事者間で合意に達したことから、10月6日、金融再生委員会は、幸福銀行と同ファンドが中心となって組成した日本インベストメント・パートナーズの下に設立された関西さわやか株式会社との間で営業譲渡契約を締結することを基本的に了承し、これを受けて、両当事者の間で営業譲渡契約が署名・締結され、関連資料と併せて公表された。

（注）幸福銀行の営業譲渡契約書に係る関連資料については〔参考Ⅴ－3〕参照。

3. 幸福銀行の管理終了に向けての現状

上記営業譲渡契約書の締結を受けて、今後、関西さわやか株式会社は、銀行免許申請手続きを進め、金融再生法及び預金保険法に基づく所要の手続き及び措置を経て、平成13年2月26日に新銀行（「関西さわやか銀行（仮称）」）として営業譲受けを行う予定となっており、現在は営業譲渡の実施に向けた諸作業が行われている。

Ⅵ 東京相和銀行の破綻処理について

1. 東京相和銀行に係る昨年7月26日までの諸措置

東京相和銀行については、昨年7月26日までの間、主として以下の措置が講じられた。

・管理を命ずる処分及び金融整理管財人の選任（平成11年6月12日）
〔参考Ⅵ－1〕、〔参考Ⅵ－2〕

・管理を命ずる処分及び金融整理管財人の選任の公告（平成11年6月17

日)

- ・業務及び財産の管理に関する計画の承認等（平成11年9月3日）
- ・旧経営陣に対する刑事責任の追及（平成12年5月10日旧経営陣らを告発）
- ・管理の終了期限延長の承認（平成12年6月8日）
- ・基本合意書の締結（平成12年6月27日）〔参考VI-3〕

2. 昨年7月27日以降に行われた諸措置

(1) 東京相和銀行の譲渡に係る基本合意の合意解約

東京相和銀行については、平成12年6月27日、同行とアジア・リカバリー・ファンドとの間で営業譲渡に係る基本合意書が締結され、以来、金融整理管財人と同ファンドとの間で、営業譲渡契約の可及的速やかな締結に向けて誠実な交渉が行われてきたところである。

しかし、基本合意書に定める同年10月末日までに、営業譲渡契約の締結に至らず、その後も両者の間で交渉が進められてきたが、基本合意書締結後に判明した事情等により、基本合意書の枠組みの中では必ずしも解決が図れない問題があることから、金融再生委員会の了承の下、11月30日、当該基本合意を両者の合意の上解消し、改めて譲渡先選定を行うこととなった。

（注）東京相和銀行の基本合意の合意解約に係る資料については〔参考VI-4〕参照。

(2) 旧経営陣に対する民事責任の追及

東京相和銀行においては、金融再生法第18条の規定等を踏まえ、旧経営陣等の職務上の義務違反に基づく民事提訴、犯罪に基づく刑事上

の告発の必要性や妥当性を調査するため、金融整理管財人の直轄の組織として「内部調査事務局」が設置され、旧経営陣等の責任追及に向けて鋭意調査・検討が進められた結果、平成12年5月10日、同行により旧経営陣に対する告発が行われ、同告発をも受けて、捜査当局により旧経営陣らの逮捕、起訴が行われていたが、民事責任の追及に関しては、同年12月5日、同行により旧経営陣18名に対し、商法280条の13の規定に基づき、平成9年9月及び平成10年3月に各実施された第三者割当増資に関し、資本の未充実分合計189億2,740万円の引受担保責任の履行を求める訴訟が東京地方裁判所に提起された。

（注）東京相和銀行の旧経営陣に対する民事責任の追及に係る関連資料については〔参考Ⅵ－5〕参照。

3. 東京相和銀行の管理終了に向けての現状

上記の基本合意の解消に伴い、東京相和銀行の金融整理管財人において、改めて譲渡先選定等の作業が鋭意進められているところである。

Ⅶ なみはや銀行の破綻処理について

1. なみはや銀行に係る昨年7月26日までの諸措置

なみはや銀行については、昨年7月26日までの間、主として以下の措置が講じられた。

- ・管理を命ずる処分及び金融整理管財人の選任（平成11年8月7日）
〔参考Ⅶ－1〕、〔参考Ⅶ－2〕
- ・管理を命ずる処分及び金融整理管財人の選任の公告（平成11年8月12日）
- ・業務及び財産の管理に関する計画の承認等（平成11年11月4日）

- ・基本合意書の締結（平成12年 5 月31日）

2. 昨年 7 月27日以降に行われた諸措置

(1) なみはや銀行の譲渡に係る営業譲渡契約書の締結

なみはや銀行の譲渡については、平成12年 5 月31日、大和銀行及び近畿大阪銀行との間の営業譲渡に係る基本合意書締結後、なみはや銀行の金融整理管財人と大和銀行及び近畿大阪銀行との間で営業譲渡契約の締結に向けて鋭意協議が進められ、両当事者の間で合意に達したことから、7月28日、金融再生委員会は、なみはや銀行と大和銀行及び近畿大阪銀行との間で営業譲渡契約を締結することを了承し、これを受けて、両当事者の間で営業譲渡契約書が調印・締結され、関連資料と併せて公表された。

（注）なみはや銀行の営業譲渡契約書等については〔参考Ⅶ－3〕参照。

(2) 旧経営陣に対する民事訴訟の提起

なみはや銀行においては、金融再生法第18条の規定等を踏まえ、旧経営陣等の職務上の義務違反に基づく民事提訴、犯罪に基づく刑事上の告発の必要性や妥当性を調査するために、金融整理管財人の直轄の組織として「内部調査事務局」が設置され、旧経営陣等の責任追及に向けて鋭意調査・検討が進められた。

その結果、平成12年 8 月 4 日、旧経営陣 4 名に対し総額10億余円の損害賠償を求める 2 件の訴訟が大阪地方裁判所に提起された。

（注）なみはや銀行の旧経営陣に対する民事責任追及に係る関連資料については〔参考Ⅶ－4〕参照。

3. なみはや銀行の管理終了に向けての現状

上記営業譲渡契約書に基づき、今後、金融再生法及び預金保険法に基づく所要の手続き及び措置が講じられ、平成13年2月13日になみはや銀行から大和銀行及び近畿大阪銀行への営業譲渡が行われる予定となっており、現在は営業譲渡の実施に向けた諸作業が行われている。

なお、金融再生法においては、金融整理管財人は原則として管理を命ずる処分があった日から1年以内にその管理を終えるものとする事とされているが、実際になみはや銀行の営業譲渡を行うまでに管理を命ずる処分があった日から1年を経過することとなることから、平成12年7月28日、金融再生委員会は、なみはや銀行の金融整理管財人からの申請を受け、同行に対する管理の終了期限を同行の営業譲渡日まで延長することを承認した。

（注）なみはや銀行の管理の終了期限の延長に係る関連資料については
〔参考Ⅶ－5〕参照。

VIII 新潟中央銀行の破綻処理について

1. 新潟中央銀行に係る昨年7月26日までの諸措置

新潟中央銀行については、昨年7月26日までの間、主として以下の措置が講じられた。

- ・管理を命ずる処分及び金融整理管財人の選任（平成11年10月2日）
〔参考Ⅷ－1〕、〔参考Ⅷ－2〕
- ・管理を命ずる処分及び金融整理管財人の選任の公告（平成11年10月7日）
- ・業務及び財産の管理に関する計画の承認等（平成11年12月2日）

2. 昨年7月27日以降に行われた諸措置

(1) 新潟中央銀行の譲渡に係る基本合意書の締結

新潟中央銀行の譲渡先の選定については、同行の金融整理管財人により地元の金融機関を中心に譲渡先となる可能性のある先に幅広く接触が行われ、譲渡候補先からの事業計画の提示を受けて金融整理管財人は各候補先にデュー・デリジェンスを行わせ、その上で平成12年9月に譲渡候補先より価格条件、事業計画等の提示を受けた。

その上で、平成12年9月29日の金融再生委員会において、金融整理管財人より、同行の譲渡先について検討した結果、善意かつ健全な債務者への与信の維持継続が図られること、同行の営業地域の金融安定化と金融システムの維持に貢献すること等から、同行を大光銀行及び第四銀行（新潟県内の店舗に係る営業）、八十二銀行（長野県内及び新潟県内の一部の店舗に係る営業）、東日本銀行（東京都内及び埼玉県内の店舗に係る営業）にそれぞれ譲渡することが適当であるとの見解が示され、当委員会において上記各行を譲渡先をすることを了承し、同日、新潟中央銀行と上記各行との間で基本合意書が調印・締結され、関連資料と併せて公表された。

また、10月31日の金融再生委員会において、金融整理管財人より、9月29日の時点で営業譲渡先が決まっていなかった新潟中央銀行の群馬県内の店舗に係る営業について、群馬銀行及び東和銀行にそれぞれ譲渡することが適当であるとの見解が示され、当委員会において両行を譲渡先とすることを了承し、同日、新潟中央銀行と両行との間で基本合意書が調印・締結され、関連資料と併せて公表された。

（注）新潟中央銀行の営業譲渡に係る基本合意書等については〔参考Ⅷ－3〕参照。

(2) 新潟中央銀行の譲渡に係る営業譲渡契約書の締結

上記基本合意書の締結を受け、新潟中央銀行の金融整理管財人と上記6行との間で営業譲渡契約の締結に向けて鋭意協議が進められ、当事者間で合意に達したことから、平成12年12月21日、金融再生委員会は、新潟中央銀行と上記各行との間で営業譲渡契約を締結することを了承し、これを受けて、12月21日及び22日、新潟中央銀行と上記各行

との間で営業譲渡契約が調印・締結され、関連資料と併せて公表された。

（注）新潟中央銀行の営業譲渡に係る営業譲渡契約書等については〔参考Ⅷ－４〕参照。

(3) 金融整理管財人の辞任に伴う新たな金融整理管財人の選任

新潟中央銀行の金融整理管財人であった公認会計士の松村孝一氏が、平成12年10月6日、都合により辞任したことから、金融再生委員会は、金融再生法第11条第3項に基づき、その後任として、公認会計士の近野茂氏を同行の金融整理管財人として選任した。

3. 新潟中央銀行の管理終了に向けての現状

上記営業譲渡契約書の締結を受けて、金融再生法及び預金保険法に基づく所要の措置が講じられ、平成13年5月14日に新潟中央銀行から上記各行への営業譲渡が行われる予定となっており、現在は営業譲渡の実施に向けた諸作業が行われている。

なお、金融再生法においては、金融整理管財人は原則として管理を命ずる処分があった日から1年以内にその管理を終えるものとする事とされているが、実際に新潟中央銀行の営業譲渡を行うまでに管理を命ずる処分があった日から1年を経過することとなることから、平成12年9月28日、金融再生委員会は、新潟中央銀行の金融整理管財人からの申請を受け、同行に対する管理の終了期限を1年間延長することを承認した。

（注）新潟中央銀行の管理の終了期限の延長に係る関連資料については〔参考Ⅷ－５〕参照。

IX 協同組織金融機関に対する管理を命ずる処分の状況

昨年7月27日以降、金融再生法第8条第1項に基づく管理を命ずる処分

が行われた協同組織金融機関は、以下の21信用組合である。

- ・新潟商銀信用組合（平成12年 8 月25日）
- ・不動信用組合（平成12年10月 6 日）
- ・道央信用組合（平成12年12月 1 日）
- ・瑞浪商工信用組合（平成12年12月 8 日）
- ・輪島信用組合（平成12年12月15日）
- ・信用組合関西興銀（平成12年12月16日）
- ・東京商銀信用組合（ 同 上 ）
- ・朝銀青森信用組合（ 同 上 ）
- ・朝銀宮城信用組合（ 同 上 ）
- ・朝銀島根信用組合（ 同 上 ）
- ・朝銀広島信用組合（ 同 上 ）
- ・朝銀山口信用組合（ 同 上 ）
- ・朝銀福岡信用組合（ 同 上 ）
- ・朝銀長崎信用組合（ 同 上 ）
- ・朝銀近畿信用組合（平成12年12月29日）
- ・朝銀千葉信用組合（ 同 上 ）
- ・朝銀東京信用組合（ 同 上 ）
- ・朝銀新潟信用組合（ 同 上 ）
- ・朝銀長野信用組合（ 同 上 ）
- ・朝銀福井信用組合（ 同 上 ）
- ・朝銀愛知信用組合（ 同 上 ）

（注）カッコ内は管理を命ずる処分が行われた年月日。

この他に、金融再生法施行以降昨年7月26日までの間に1信用金庫、13信用組合が管理を命ずる処分を受けており、うち3信用組合については既に事業譲渡が行われ、管理を命ずる処分の取消しが行われていた。

昨年7月27日以降では、日本信販信用組合が8月7日に王子信用金庫への事業譲渡を行い、8月22日に管理を命ずる処分の取消しが行われ、北兵庫信用組合が12月11日にみなと銀行への事業譲渡を行い、同日、管理を命ずる処分の取り消しが行われた。

また、昨年7月27日以降、譲渡先との間で基本合意書又は事業譲渡契約

書が締結されたものとして、日南信用金庫については、南郷信用金庫との間で8月10日に基本合意書、10月20日に事業譲渡契約書が締結され、石川商銀信用組合については、北陸商銀信用組合との間で8月4日に事業譲渡契約書が締結され（平成12年6月9日に基本合意書締結済）、不動信用組合については、金沢中央信用組合との間で12月21日に基本合意書が締結された。

（注1）平成12年3月31日までは、信用組合に対する管理を命ずる処分等の信用組合に係る金融再生法の権限は各都道府県知事が有していた。

（注2）協同組織金融機関に対する管理を命ずる処分の概要等については〔参考IX〕参照。

X 預金保険法に基づく破綻金融機関の処理について

1. 預金保険制度を活用した処理案件

昨年7月27日以降、預金保険法の単独適用案件で、金融再生委員会及び大蔵大臣により、預金保険法第61条第1項に基づく適格性の認定又は同法附則第16条第2項に基づく必要性の認定が行われたものは、破綻金融機関数で見ると5金融機関（5信用金庫）である。これらに係る資金援助の総額は、平成13年1月5日現在、金銭贈与額で5,840億円、資産買取額で2,744億円である。

（注1）平成13年1月5日の金融再生委員会の廃止までは、適格性の認定は、金融再生委員会が行い、必要性の認定は、金融再生委員会及び大蔵大臣が行っていたが、金融再生委員会の廃止に伴い、金融再生委員会が行っていた権限は、内閣総理大臣の権限となった。

（注2）資金援助額の決定は、預金保険機構の運営委員会において行われる。

（注3）預金保険制度を活用した処理案件一覧については〔参考X-1〕参照。

2. 今後の処理予定案件

平成13年1月5日時点において破綻公表を行い、預金保険法の適用を予定している金融機関は、2信用金庫である。

これらについては、今後、適格性の認定等の手続を進めていくこととなるが、現段階においては、具体的な手続の日程、資金援助等は確定していない。

（注）今後の予定処理案件一覧については〔参考X－2〕参照。

X I 預金保険機構の各勘定の使用状況について

破綻金融機関の処理のため、預金保険機構が行う金融再生法に基づく特別公的管理銀行への資金の貸付け等や預金保険法に基づく資金援助等の業務は、それぞれ金融再生勘定並びに一般勘定及び特例業務勘定により経理されることとなっており、その状況は次のとおりである。

1. 金融再生勘定

(1) 資金の使用状況

金融再生勘定の借入金は、長銀・日債銀に対する損失の補てん原資、金融機関等の資産の買取りを行う整理回収機構への貸付原資及び旧金融機能安定化法に基づく資本注入（平成10年3月に実施）の原資として整理回収機構に貸し付けられた資金に充当されている。

(2) 資金の調達方法

金融再生勘定においては、必要な資金をすべて民間金融機関等からの借入れによって賄っているところである。金融再生勘定の借入金残高は、10年度末で48,198億円（日本銀行から30,000億円、民間金融機関から18,198億円）、11年度末で39,243億円（全額民間金融機関）、12年度（平成13年1月5日現在）で50,619億円（全額民間金融機関）となっている。

(3) 政府保証の活用の状況

金融再生勘定の借入金に係る政府保証の使用状況は、10年度中で66,057億円（日本銀行からの借入れに対し47,859億円、民間金融機関からの借入れに対し18,198億円）、11年度中で78,243億円（日本銀行からの借入れに対し39,000億円、民間金融機関からの借入れに対し39,243億円）、12年度（平成13年1月5日現在）で39,403億円（日本銀行からの借入れに対し262億円、民間金融機関からの借入れに対し39,141億円）となっている。

2. 一般勘定

(1) 資金の使用状況

一般勘定の借入金は、金融機関の破綻処理に係る一般資金援助及び特別資金援助の一部（特別資金援助額のうちペイオフコストに相当する金額を特例業務勘定へ繰り入れることとなっている。）の原資に充当されている。

(2) 資金の調達方法

一般勘定においては、一般保険料（現在の料率は0.048%）を金融機関から徴収しているほか、不足する資金を日本銀行等からの借入れで賄っているところである。一般勘定の借入金残高は、10年度末で7,605億円（日本銀行から6,338億円、民間金融機関から1,267億円）、11年度末で13,129億円（日本銀行から711億円、民間金融機関から12,418億円）、12年度（平成13年1月5日現在）で17,300億円（日本銀行から2,600億円、民間金融機関から14,700億円）となっている。

(3) 政府保証の活用の状況

一般勘定の借入金に係る政府保証については、12年度予算において措置がなされた。その使用状況は、12年度（平成13年1月5日現在）で20,612億円（日本銀行からの借入金に対し5,912億円、民間金融機関からの借入れに対し14,700億円）となっている。

3. 特例業務勘定

(1) 資金の使用状況

特例業務勘定の借入金は、金融機関の破綻処理に係る特別資金援助の一部（ペイオフコストを超える金額）の原資に充当されているほか、破綻金融機関から資産の買取りを行う整理回収機構への貸付原資に充当されている。

(2) 資金の調達方法

特例業務勘定においては、特別保険料（現在の料率は 0.036%）を金融機関から徴収しているほか、不足する資金を民間金融機関等からの借入で賄っているところである。特例業務勘定の借入金残高は、10年度末で28,074億円（日本銀行から18,564億円、民間金融機関から9,510億円）、11年度末で35,676億円（全額民間金融機関）、12年度（平成13年1月5日現在）で37,708億円（日本銀行から121億円、民間金融機関から37,587億円）となっている。

(3) 政府保証の活用状況

特例業務勘定の借入金に係る政府保証の使用状況は、10年度中で42,484億円（日本銀行からの借入れに対し32,974億円、民間金融機関からの借入れに対し9,510億円）、11年度中で42,560億円（日本銀行からの借入れに対し6,884億円、民間金融機関からの借入れに対し35,676億円）、12年度（平成13年1月5日現在）で38,787億円（日本銀行からの借入れに対し1,872億円、民間金融機関からの借入れに対し36,915億円）となっている。

(4) 交付国債の償還状況

特例業務勘定の特例業務基金に交付された13兆円の交付国債の償還額の累計は平成13年1月5日現在で78,275億円（10年度11,992億円、11年度35,909億円、12年度（平成13年1月5日現在）30,374億円）となっている。

（注）預金保険機構の各勘定の使用状況については〔参考 X I〕参照。

○ 公的資本増強に係る取組について

1. 公的資本増強に関する昨年7月26日までの主要な取組

(1) 大手15行及び地域金融機関等に対する資本増強について

昨年7月26日以前に公的資本増強の申請があり、承認されたものは以下のとおりである。

・平成11年3月12日承認分

平成11年3月4日、主要15行（日本興業銀行、第一勧業銀行、さくら銀行、富士銀行、住友銀行、大和銀行、三和銀行、東海銀行、あさひ銀行、横浜銀行、三井信託銀行、三菱信託銀行、住友信託銀行、東洋信託銀行、中央信託銀行）から総額7兆4,592億円に及ぶ公的資本増強の正式申請がなされ、3月12日、申請の承認が行われ、3月30日、払込が行われた。

・平成11年9月13日承認分

平成11年9月2日、地域金融機関4行（足利銀行、北陸銀行、琉球銀行、広島総合銀行）から総額2,600億円に及ぶ公的資本増強の正式申請がなされ、9月13日、申請の承認が行われ、9月29日及び11月29日、払込が行われた。

・平成11年12月9日承認分

平成11年12月2日、地域金融機関1行（熊本ファミリー銀行）から300億円の公的資本増強の正式申請がなされ、12月9日、申請の承認が行われ、平成12年2月29日、払込が行われた。

・平成12年3月14日承認分

平成12年3月3日、地域金融機関1行（北海道銀行）及び新生銀行（旧長銀）から総額2,850億円に及び公的資本増強の正式申請がなされ、3月14日、申請の承認が行われ、3月31日、払込が行われた。

(注) 早期健全化法施行以降昨年 7 月 26 日までに承認された公的資本増強に関する資料については〔参考 X II - 1〕参照。

(2) 資本増強行の経営健全化計画に係るフォローアップ

早期健全化法第 5 条第 4 項においては、取得株式等の全部を処分し、またはその返済を受けるまでの間、経営健全化計画のフォローアップを行うこととなっている。

このため、金融再生委員会は、公的資本増強を受けた各行から、各決算期ごとに経営健全化計画の履行状況報告を受け、ヒアリング等を行った上で、当該履行状況報告の概要を公表している。

主要 15 行については、これまで 3 回（平成 11 年 3 月期、9 月期、平成 12 年 3 月期）履行状況報告を受け、平成 11 年 7 月 2 日、平成 12 年 1 月 11 日、7 月 21 日にそれぞれ報告内容の公表を行った。

また、地域金融機関等については、これまで 2 回（平成 11 年 9 月期、平成 12 年 3 月期）履行状況報告を受け、平成 12 年 1 月 11 日、7 月 21 日にそれぞれ報告内容の公表を行った。

(3) 経営健全化計画の見直しについて

第一勧業銀行、富士銀行及び日本興業銀行の 3 行については、3 行統合により株式会社みずほホールディングスが設立されることに伴い、従来の 3 行個別の経営健全化計画の見直しが行われ、新しい経営健全化計画が平成 12 年 7 月 21 日に了承・公表された（株式会社みずほホールディングスは平成 12 年 9 月 29 日設立）。

(注) みずほフィナンシャルグループに関する資料については〔参考 X II - 2〕参照。

(4) 資本増強に関する基本的考え方の公表

金融再生委員会においては、次のとおり資本増強に関する基本的考え方を公表し、これらの基本的考え方に基づいて資本増強の審査等を

行っている。

- ・優先株等の配当率等に関する基本方針について（平成10年12月17日公表）
- ・資本増強に当たっての償却・引当についての考え方（平成11年1月25日公表）
- ・地域金融機関の資本増強についての基本的考え方（平成11年6月10日公表）
- ・転換権付優先株の転換権行使について（平成11年6月29日公表）
- ・早期健全化法により資本増強を受けた金融機関のフォローアップ（骨子）（平成11年6月29日公表）
- ・経営健全化計画の見直しについての基本的考え方（平成11年9月30日公表）
- ・協同組織金融機関の資本増強についての基本的考え方（平成12年6月29日公表）

（注）上記公表資料については〔参考XⅡ－3〕参照。

2. 昨年7月27日以降に行われた主要な取組

(1) 地域金融機関等に対する資本増強について

昨年7月27日以降に正式申請のあった金融機関3行（千葉興業銀行、八千代銀行、日債銀）に対する資本増強の状況は、以下のとおりである。

① 地域金融機関 2 行（千葉興業銀行、八千代銀行）に対する資本増強について

イ．予備審査等

- ・ 地域金融機関については、平成12年 7 月27日以降、千葉興業銀行及び八千代銀行の 2 行について、「地域金融機関の資本増強についての基本的な考え方」に沿って資本増強の具体的な検討が行われた。
- ・ 両行については、平成12年 8 月10日に金融庁監督部から概況説明、日本銀行から審査結果について説明を受け、経営健全化計画の素案の書面審査が行われた。
- ・ さらに、平成12年 8 月29日に代表者から直接ヒアリングを行い、両行の経営健全化計画（素案）に対する基本的考え方等について確認を行うとともに、当委員会より同計画に対する評価が適宜指摘された。
- ・ これらを踏まえ、慎重に検討した結果、両行に対して平成12年 8 月31日、「経営健全化計画や引受株式等の商品性については引き続き検討を行うが、公的資金による資本増強を前提として、今後の必要な手続きを進めることとして差し支えない」旨の通知が行われた。
- ・ その後、さらに経営健全化計画や引受株式等の商品性について審査が行われ、議論を深めるとともに、両行に対する当委員会の評価が適宜指摘された。

ロ．正式申請・承認等

- ・ 予備審査を経た両行から、平成12年 9 月 5 日に正式な申請を受け、同日、再度代表者からのヒアリングを行い、これまでの指摘事項に対する変更点や公的資本増強を受ける決意を含め、総括的な考え方の説明を受けた。

- ・ 以上を踏まえ、さらに検討を重ねた結果、平成12年9月12日、総額 950億円に及ぶ公的資本増強の申請の承認が行われた。

(注) 上記2行に対する公的資本増強に関する資料については〔参考XⅡ－4〕参照。

② 日債銀の資本増強について

- ・ 日債銀については、平成12年6月30日に譲渡に係る最終契約が締結された。当該契約において、日債銀は早期健全化法に基づき、健全な自己資本の状況にある旨の区分に該当する発行金融機関等として、株式引受の申請をすることとされた。8月31日の予備審査において経営健全化計画の素案等の予備審査を行い、9月5日に同行からの正式申請を受け、9月7日に代表者ヒアリングを行い、公的資本増強を受ける決意を含め、総括的な考え方の説明を受けた。

- ・ 以上を踏まえ、さらに検討を重ねた結果、日債銀については平成12年9月14日、2,600億円に及ぶ公的資本増強の申請の承認が行われた。

(注) 日債銀に対する公的資本増強に関する資料については〔参考XⅡ－5〕参照。

(2) 資本増強行の経営健全化計画に係るフォローアップ

平成12年9月期の経営健全化計画の履行状況報告については、主要行及び地域金融機関等を併せて同年12月26日に報告内容の公表を行った。

(注) 平成12年9月期の経営健全化計画に係るフォローアップに関する資料については〔参考XⅡ－6〕参照。

(3) 経営健全化計画の見直しについて

三和銀行、東海銀行、東洋信託銀行については、3行統合により持

株式会社UFJホールディングスが設立（平成13年4月1日設立予定）されることに伴い、また、さくら銀行、住友銀行については、合併により三井住友銀行が設立（平成13年4月1日設立予定）されることに伴い、それぞれの経営健全化計画の見直しが行われ、新しい経営健全化計画が平成12年12月26日に了承・公表された。

（注）UFJホールディングス及び三井住友銀行に関する資料については〔参考XⅡ－7〕参照。

3. 資本増強の原資等

- これらの資本増強の原資は、預金保険機構が調達を行い、整理回収機構に貸し付けられている。
- この資金の原資は、すべて民間金融機関等からの借入れ等によって賄っているところであり、金融機能早期健全化勘定において経理されている。

金融機能早期健全化勘定の借入金残高は、10年度末で74,625億円（日本銀行から11,625億円、民間金融機関から63,000億円）、11年度末で80,402億円（日本銀行から1,978億円、民間金融機関から72,424億円、預金保険機構債券6,000億円）、12年度（平成13年1月5日現在）で82,726億円（民間金融機関から67,726億円、預金保険機構債券15,000億円となっている）。

（注）資本増強額との差額は、日本銀行への利息先払分等である。

- 金融機能早期健全化勘定の借入金等に係る政府保証の使用状況は、10年度中で74,625億円（日本銀行からの借入れに対し11,625億円、民間金融機関からの借入れに対し63,000億円）、11年度末で88,454億円（日本銀行からの借入れに対し3,970億円、民間金融機関からの借入れに対し78,484億円、預金保険機構債券に対し6,000億円）、12年度（平成13年1月5日現在）で69,509億円（日本銀行からの借入れに対し1,981億円、民間金融機関からの借入れに対し58,528億円、預金保険機構債券に対し9,000億円）となっている。